

物資拠点整備部会の設置について

1 物資拠点整備に係る部会の設置

南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、被災者への支援物資の安定供給を図るための拠点整備について、専門的見地から審議するため、宮崎県防災会議条例（昭和 37 年宮崎県条例第 20 号）第 4 条の規定に基づき、宮崎県防災会議に部会を設置する。

部会の名称は、物資拠点整備部会（以下「部会」という。）とし、部会の委員は、同条第 2 項の規定に基づき、会長（知事）が指名する者をもって充て、その任期は、2 年間とする。

なお、部会における審議は、宮崎県防災会議に報告するものとする。

宮崎県防災会議条例

（部会）

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 具体的な審議内容

令和 3 年度に実施した「大規模災害時における物資の安定供給調査」の結果（以下「調査結果」という。）を踏まえ、物資供給対象者の想定、大規模災害に対応できる備蓄体制及び新たな拠点整備等について審議する。

3 スケジュール（予定）

第 1 回部会：調査結果を踏まえた今後の備蓄のあり方（方向性）

第 2 回部会：備蓄拠点の施設整備計画

第 3 回以降：備蓄拠点の施設整備計画内容

※第 3 回以降は、必要に応じて開催する。